

介護老人保健施設

サンリバーはつらつ

運 営 規 定

( 施設入所サービス )

海 津 市

# 海津市介護老人保健施設（施設入所サービス）運営規定

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### （目的）

第1条 この規定は、海津市介護老人保健施設 サンリバーはつらつ（以下「施設」という。）の運営について重要事項を規定し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の目的に沿い、入所者の身体状態等に応じた施設療養その他の家族的雰囲気確保するために必要な設備を準備し、医学的管理下看護、介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められた者を対象に、日常生活が営むことが出来るよう施設サービスの提供を目的とする。

### （運営方針）

第2条 施設は、前条の目的を達成するため、地域における老人医療及び福祉サービスのキー・ステーションとして家庭復帰を目指し存在価値が認められるような施設づくりを目標とし、次の各号に掲げる事項を重視して運営する。

- (1) 入所者の意志と人格を尊重し、利用者の立場に立って、明るく、健やかで生きがいのある生活が送れるよう全職員が「愛のヒューマニティ」に基づく思いやりの精神を持って、サービスを提供する。
- (2) 入所者が、生きる喜びを感じとれること並びにリハビリテーションやレクリエーションなどの具現を運営方針とする。
- (3) 職員の資質及び専門性の向上、また運営への参加と連帯意識を高揚し施設の活性化と合理的運営を目指す。
- (4) 行政機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設及び介護福祉施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (5) 医療面において過剰医療あるいは過小医療を避けるとともに、医療と福祉の両機能のバランスのとれた処遇に努める。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### （職員の定数）

第3条 施設に次の職員をおく。

- |                  |      |          |
|------------------|------|----------|
| (1) 施設長（施設管理者）   | 1 名  |          |
| (2) 医師（兼施設管理者）   | 1 名  | （兼務）     |
| (3) 看護師          | 17 名 | （内非常勤6名） |
| (4) 介護士          | 33 名 | （内非常勤7名） |
| (5) 理学療法士又は作業療法士 | 3 名  |          |
| (6) 管理栄養士        | 1 名  |          |
| (7) 支援相談員        | 2 名  |          |
| (8) 介護支援専門員      | 5 名  | （兼務）     |
| (9) 事務職          | 若干名  | （兼務）     |

### （職務）

第4条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設管理者は、施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、施設管理者の命を受け、入所者の健康管理及び医療の処置に適切な措置を講ずる。
- (3) 看護師は、施設管理者の命を受け、入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (4) 介護士は、施設管理者の命を受け、入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 理学・作業療法士は、施設管理者の命を受け、入所者に対する理学・作業療法業務を行う。
- (6) 栄養士は、施設管理者の命を受け、入所者の食生活全般にわたる栄養管理業務を行う。
- (7) 支援相談員は、施設管理者の命を受け、入所者又はその家族等に相談指導業務を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設管理者の命を受け、施設ケアプランを作成するとともに、

施設サービス計画の作成に関する業務及び施設サービス計画の実施状況の把握、訂正、変更に関する業務を行う。

(9) 事務職は、施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。

### 第3章 入所者の定員

(入所定員)

第5条 施設入所の定員は100名（短期入所療養含む）とする。

第4章 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び使用料その他の費用の額  
(内容及び手続きの説明と契約)

第6条 施設は、介護保健施設サービスを開始するにあたり、あらかじめ入所申込者あるいはその家族に対して当該施設運営規定の概要、業務従業者の体制、その他入所申込者がサービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付し、説明を行い同意を得るものとする。

(受給資格の確認)

第7条 施設は、サービス提供の要求があったときは、その者が提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間及び認定審査会の意見を確かめるものとする。

(入所)

第8条 施設は、入所希望者の心身の状況及び病状並びにその者の置かれている環境に照らし、医学的管理下における看護、介護及び機能訓練、その他必要な医療等が必要と認められる者を対象に入所サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入所者の入所に際し、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるとともに、病状等を勘案し、必要なサービスの提供が困難であると認めた場合には適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を講じるものとする。

(退所)

第9条 施設は、入所者の心身の状況及び病状並びにその者の置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが可能であるか不可能かについて、定期的に検討しなければならない。

2 前項の検討にあたっては、医師、看護、介護、理学・作業療法、栄養士、介護支援専門員、支援相談員等に従事する者で協議するものである。

3 施設は、前項の協議により次の場合に退所手続きをする。

(1) 施設が、居宅における生活が可能と判断したとき。

(2) 入所者から退所の意思表示があり、かつ、施設が居宅復帰が適当と判断したとき。

(3) 入所者が無断で退所し、復帰する見込みがないとき。

(4) 入所者が入院治療の必要が生じたとき。

(5) 入所者が死亡したとき。

4 施設は、入所者の退所に際し、その者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供、その他保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。

(その他)

第10条 施設管理者は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行う等共同生活の秩序を乱すような行為があったときは、適切な指示、指導を行うものとし、これに従わない場合には前条第2項の規定する従業者による協議を経て、保証人の承認を得て退所させることができる。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第11条 施設は、入所希望者が要介護認定を受けていない場合には、入所希望者の意思を踏まえて当該申請が行えるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定有効期間満了日30日前には行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

(施設療養記録の記載)

第12条 施設は、入所に際し、入所年月日並びに施設サービスの種類、名称、退所に際しては退所年月日を当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 施設は、提供した施設サービスに関し、入所者の健康手帳（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 13 条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項について記載しなければならない。

ただし、健康手帳を有しないものについてはこの限りでない。

（施設サービスの取り扱い方針）

第 13 条 施設は、入所者の要介護状態の軽減並びに悪化の防止に資するため、その者の心身の状況等を踏まえ、介護支援専門員の作成する施設サービス計画に基づき、その者の療養を適切に行うとともに提供するサービスの質の評価を実施し常に改善を図るものとする。

- 2 施設の従業者は、施設サービスの提供にあたり、親切、丁寧を第一とし、入所者及びその家族に対しては療養に関する必要事項について指導、説明を行わなければならない。

- 3 施設は、入所者に対して、その者の生命又は身体保護のため緊急やむを得ない場合以外には身体的拘束あるいは行動を制限する行為を行ってはならない。

ただし、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手順は重要事項に定める。

（治療の制限）

第 14 条 医師の治療の方針は次による。

- （1） 医師は、常に入所者の病状、心身の状況及びその者が置かれている環境等の把握に努め、疾病又は負傷に対し的確な診断の基に療養上の措置を行う。

- （2） 診察に当たっては、入所者の心身の状況を観察し、その者の心理が健康に及ぼす影響に配慮し、心理的効果を上げることが出来るよう適切な指導を行う。

- （3） 医師は、月 2 回以上診察するものとする。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置）

第 15 条 施設の医師は、入所者の病状からみて当該施設において必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他の医師の診察を求める等適切な措置を講じなければならない。

- 2 施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は病院若しくは診療所に通院させてはならない。

- 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供をおこなわなければならない。

- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師又は通院した病院若しくは診療所の医師から、当該入所者の療養上必要な情報を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第 16 条 機能訓練は、入所者の心身の諸機能の改善又は維持を図るため計画的に行わなければならない。

（看護及び介護）

第 17 条 入所者に対する看護及び介護は、その者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる技術を提供するものとする。

- （1） 週 2 回以上の入浴又は清拭

- （2） 看護・介護計画に基づく自立に必要な援助

- （3） 離床、着替え、整容、おむつ交換その他日常生活上の世話

（食事）

第 18 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体状況、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行わなければならない。

- 2 入所者に対する食事は 1 日に 3 回次に掲げる時間に給食する。

- （1） 朝食 午前 7 時 30 分

- （2） 昼食 正午

- （3） 夕食 午後 6 時

- 3 嗜好調査は、6 ヶ月に一回以上行うものとする。

- 4 入所者の食事は、自立の支援を考慮し、可能な限り離床させ、食堂にて行われるよう努めなければならない。

（使用料等の受領）

第 19 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から使用料の一部として、当該施設サービスについて、法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第 4 号に規定する厚生労働大臣が

定める基準により算定した費用の額の合計額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、入所者から支払いを受ける使用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な格差が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 居住費（修繕・維持・光熱水費等）

① 多床室 (370円/日)

② 個室 (1,640円/日)

(2) 食費（食材費・調理に係る費用） (1,380円/日)

(3) 日常生活において必要となる費用（日用品費 190円/日）

(4) レクリエーション等に要する費用（教養娯楽費 190円/日）

(5) 入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(6) 利用者の選択により行われる理・美容に要する費用（理・美容代 実費）

(7) その他利用者負担説明書に定める事項

※ 但し、居住費・食費については負担額の軽減制度（別添資料1）

第20条 施設使用料の設定・変更等については、利用者の同意を得て定めるものとする。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入所者は、施設管理等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、入所者相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第22条 入所者が、外出又は外泊をしようとするときは、外出又は外泊先、外泊又は外泊を要する用件、施設に帰着する予定日時等を記載した書類を施設管理者に提出しなければならない。

(面会)

第23条 入所者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。

(衛生の保持)

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他施設の環境保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届け出)

第25条 入所者は、身上に関する重要な事項及び変更が生じた時は速やかに施設管理者に届け出なければならない。

(施設内における禁止事項)

第26条 入所者は、施設内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 宗教・政治・習慣等の相違により他人を排撃し、又は、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) 喧嘩もしくは口論、泥酔、又は楽器などの音量を上げ他の入所者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 指定場所以外での火気の使用、並びに就寝時もしくは寝具上での喫煙。

(4) 故意に施設及び施設備品・物品に損傷を与えたり破壊すること又は、備品・物品を可なく施設外に持ち出すこと。

(5) 金銭又は物品を対象に賭け事を行うこと。

(6) 施設内の秩序、風紀を乱すこと又は安全衛生を害すること。

(7) 許可なく備品の位置、形状を変えること。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 施設管理者は、前項の実施について防火管理者を選任し、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとし、その内の一回は夜間を想定した訓練としなければならない。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第 28 条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第 29 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、害虫駆除消毒を行う。

3 施設は、給食調理業務に従事する者について、毎月1回以上(5月から10月は毎月2回以上)の検便検査を実施する。

(要望又は苦情等の申出)

第 30 条 利用者は及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当窓口を設置している。また、玄関等に「声の箱」を設置している。

(協力病院等)

第 31 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、海津市医師会病院を協力病院と定める。

2 施設は、野村歯科医院を協力歯科医院と定める。

(地域との連携)

第 32 条 施設の運営にあたっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第 33 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規定は平成27年4月1日から施行する。